

GIGAスクール構想に係る県内市町村学習者用情報機器整備業務【賃貸借・chrome】

質問及び回答

				川島町	上里町
番号	資料名	ページ、項目番号等	質問内容	回答内容	回答内容
1	公募型企画 提案競技募 集要領	4.予算額	契約期間中に消費税が変更となった場合、リース料も変更する認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 (消費税法の改正内容や経過措置状況によります。)	ご認識のとおりです。 (消費税法の改正内容や経過措置状況によります。)
2	公募型企画 提案競技募 集要領	5.契約期間	支払条件において、契約期間の開始日は令和2年12月1日(川島町様)、令和3年1月1日(上里町様)とし、1回目のリース料は検収月翌月末のお支払いになりますでしょうか。	契約期間の開始日はご認識のとおりです。 1回目のリース料の支払い日は契約条件により異なります。支払いの流れは以下を想定しております。 ①各月の末日の業務を完了したときは、「業務完了報告書」を受注者から発注者に提出する。 ②発注者は、受注者からの報告を基に、検査を行う。 ③検査に合格した際は、受注者は、発注者に対して賃借料の請求を行う。 ④発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内(検収月翌月末とすることも可能)に受注者に賃借料を支払う。 なお、国庫補助対象範囲内の端末相当額については、別途、国から事業者に対して直接支払われることとなります(支払時期はR3.3~R3.4を予定)。	契約期間の開始日はご認識のとおりです。 1回目のリース料の支払い日は契約条件により異なります。支払いの流れは以下を想定しております。 ①各月の末日の業務を完了したときは、「業務完了報告書」を受注者から発注者に提出する。 ②発注者は、受注者からの報告を基に、検査を行う。 ③検査に合格した際は、受注者は、発注者に対して賃借料の請求を行う。 ④発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内(検収月翌月末とすることも可能)に受注者に賃借料を支払う。 なお、国庫補助対象範囲内の端末相当額については、別途、国から事業者に対して直接支払われることとなります(支払時期はR3.3~R3.4を予定)。
3	公募型企画 提案 競技募集要 領	8.企画提案競技参加 申込及び参加資格の 確認(1)	「ウ 業務受託実績調書」に記載する契約として賃貸借契約は対象になりますか。	対象となります。	対象となります。

GIGAスクール構想に係る県内市町村学習者用情報機器整備業務【賃貸借・chrome】

質問及び回答

				川島町	上里町
番号	資料名	ページ、項目番号等	質問内容	回答内容	回答内容
4	公募型企画 提案 競技募集要 領	12.契約の締結	契約書式・契約条項は事前にお示し頂けますでしょうか。	標準的なリース契約書がありません。 契約規則は以下に記載のとおりです。 第14条第2項（契約書の作成等）を御参照ください。 <a href="https://www.town.kawajima.saitama.jp/reiki_int/reiki_honbun/e357RG00000198.html">https://www.town.kawajima.saitama.jp/reiki_int/reiki_honbun/e357RG00000198.html</a>	標準的なリース契約書がありません。 契約規則は以下に記載のとおりです。 第14条第2項（契約書の作成等）を御参照ください。 <a href="https://www.town.kamisato.saitama.jp/d1w_reiki/H340902100006/H340902100006.html">https://www.town.kamisato.saitama.jp/d1w_reiki/H340902100006/H340902100006.html</a>
5	仕様書	6.導入に係る概要及び基本的条件	市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合、賃貸人の責めの帰すべき理由となりますか。	納入業者は賃貸人が選定してください。 調達状況等が原因となる納入遅延の取扱いについては、別途協議の上、決定します。なお、受注者が第三者に業務を委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、受注者が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとします。	納入業者は賃貸人が選定してください。 調達状況等が原因となる納入遅延の取扱いについては、別途協議の上、決定します。なお、受注者が第三者に業務を委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、受注者が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとします。
6	仕様書	6.導入に係る概要及び基本的条件	現時点で統廃合予定の学校はありますでしょうか。また、契約期間中に対象施設が統廃合になった場合、当該物件の対応や残金の精算、また物件の移設費用は借主負担となるという認識でよろしいでしょうか。	現時点で統廃合予定はありません。 契約期間中に対象施設が統廃合になった場合の取扱いにご認識のとおりです。	現時点での統廃合は未定です。 契約期間中に対象施設が統廃合になった場合の取扱いにご認識のとおりです。

GIGAスクール構想に係る県内市町村学習者用情報機器整備業務【賃貸借・chrome】

質問及び回答

				川島町	上里町
番号	資料名	ページ、項目番号等	質問内容	回答内容	回答内容
7	仕様書	6.導入に係る概要及び基本的条件	動産総合保険を付保することが条件になりますでしょうか。その場合、保険金額が物件納入価額を基に経過期間に応じて逡減するという条件で宜しいでしょうか。また、重過失や地震、噴火、津波等の自然災害については対象外であり、修理費用等は上里町様、川島町様のご負担と考えてよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保をお願いします。 重過失、地震、噴火、津波等は対象外であり、修理費用は発注者の負担となるものと考えます。	仕様を満たす保守が提供可能であれば、動産総合保険の有無は問いません。 動産総合保険に加入する場合の保険金額の取扱いについては、受注者の判断によります。 どのような事故が免責となるかは、受注者と発注者において別途協議の上、決定することとしますが、重過失、地震、噴火、津波は免責事項に該当し、修理費用は発注者の負担となるものと考えます。
8	仕様書	6.導入に係る概要及び基本的条件	本案件は児童・生徒が使用することが前提であり各家庭へ持ち帰ることがあると思いますが、学校外での物件の故障等の責任は上里町様、川島町様の負担という認識で宜しいでしょうか。	事業者様の提案によります。 詳細は別途協議の上、決定することとしますが、学校外の故障であっても、重過失ではない破損や盗難等は、保守の対象範囲内と考えます。	事業者様の提案によります。 詳細は別途協議の上、決定することとしますが、学校外の故障であっても、重過失ではない破損や盗難等は、保守の対象範囲内と考えます。
9	仕様書	7.構築仕様(2)	再リース、無償譲渡を選択できる内容になっております。返却の場合に撤去費用を含むと原価が上がりますがよろしいでしょうか。	企画提案においては、川島町は「無償譲渡」で費用を見積もってください。契約締結後に状況が変化した場合、別途協議するものとします。	企画提案においては、上里町は「無償譲渡」で費用を見積もってください。契約締結後に状況が変化した場合、別途協議するものとします。
10	仕様書	7.構築仕様(2)	一次リース満了後、再リースしてから無償譲渡になりますでしょうか。	一次リース満了後、再リースを経ずに、直ちに無償譲渡をお願いする予定です。	一次リース満了後、再リースを経ずに、直ちに無償譲渡をお願いする予定です。

GIGAスクール構想に係る県内市町村学習者用情報機器整備業務【賃貸借・chrome】

質問及び回答

				川島町	上里町
番号	資料名	ページ、項目番号等	質問内容	回答内容	回答内容
11	仕様書	7.構築仕様（2）	賃貸借期間満了時に機器等を返却する場合には、リース会社側で記憶装置のデータ消去は実施する必要がありますか。又、証明書発行の必要になりますか。	<p>賃貸借期間満了時は無償譲渡を希望します。</p> <p>※契約締結後に状況が変化した場合で、契約期間満了後に返却をお願いする場合は、別途協議するものとなりますが、リース会社（又は再委託先等）におけるデータ消去及びデータ消去を証明した書類の発行を希望します。</p> <p>※機器を返却する場合のデータ消去及び証明書発行に係る所要経費については、本見積に含めないください。「返却」となった場合の経費は、別途協議の上、町が負担します。</p>	<p>賃貸借期間満了時は無償譲渡を希望します。</p> <p>※契約締結後に状況が変化した場合で、契約期間満了後に返却をお願いする場合は、別途協議するものとなりますが、リース会社（又は再委託先等）におけるデータ消去及びデータ消去を証明した書類の発行を希望します。</p> <p>※機器を返却する場合のデータ消去及び証明書発行に係る所要経費については、本見積に含めないください。「返却」となった場合の経費は、別途協議の上、町が負担します。</p>
12	仕様書	7.構築仕様（2）	返却となった場合、PCを1カ所にまとめていただけますでしょうか。（離線作業等）	<p>賃貸借期間満了時は無償譲渡を希望します。</p> <p>※契約締結後に状況が変化した場合で、契約期間満了後に返却をお願いする場合は、別途協議するものとなりますが、学校ごとに1カ所にまとめることは可能です。</p>	<p>賃貸借期間満了時は無償譲渡を希望します。</p> <p>※契約締結後に状況が変化した場合で、契約期間満了後に返却をお願いする場合は、別途協議するものとなりますが、学校ごとに1カ所にまとめることは可能です。</p>

GIGAスクール構想に係る県内市町村学習者用情報機器整備業務【賃貸借・chrome】

質問及び回答

				川島町	上里町
番号	資料名	ページ、項目番号等	質問内容	回答内容	回答内容
13	仕様書	7.構築仕様（2）	返却費用等算定に必要なため質問致します。「① 賃貸借期間満了後は、機器等を共同調達参加団体の希望に応じて、無償譲渡するものとする。機器等を返却する場合の梱包、搬出等返却に要する費用はすべて受注者の負担とする。② なお、共同調達参加団体の希望に応じて、再リースも可能とすること」とありますが、無償譲渡、返却、再リースの希望はどの時点で確定しますか。また、返却となった場合、受注者側でのデータ消去作業は必要ですか。	<p>無償譲渡、返却、再リースの希望は契約期間最終年度（令和7年）の前年度（令和6年度）までには確定します。</p> <p>なお、企画提案においては、川島町は「無償譲渡」で費用を見積もってください。</p> <p>契約締結後に状況が変化した場合は、別途協議するものとしますが、リース会社（又は再委託先等）におけるデータ消去及びデータ消去を証明した書類の発行を希望します。</p> <p>※機器を返却する場合のデータ消去及び証明書発行に係る所要経費については、本見積に含めないでください。「返却」となった場合の経費は、別途協議の上、町が負担します。</p>	<p>無償譲渡、返却、再リースの希望は契約期間最終年度（令和7年）の前年度（令和6年度）までには確定します。</p> <p>なお、企画提案においては、上里町は「無償譲渡」で費用を見積もってください。</p> <p>契約締結後に状況が変化した場合は、別途協議するものとしますが、リース会社（又は再委託先等）におけるデータ消去及びデータ消去を証明した書類の発行を希望します。</p> <p>※機器を返却する場合のデータ消去及び証明書発行に係る所要経費については、本見積に含めないでください。「返却」となった場合の経費は、別途協議の上、町が負担します。</p>